九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

フランス少年司法の歴史的展開

ハラス, ドリス

https://hdl.handle.net/2324/4784391

出版情報：九州大学, 2021, 博士（法学）, 課程博士
バージョン：
権利関係：

（様式３）

氏　　名　：Harrass Driss

論 文 名　：フランス少年司法の歴史的展開

区　　分　：甲

論　文　内　容　の　要　旨

本論文では、フランス少年司法の歴史的展開を考察する。日本と同様、フランス少年司法制度は、20 世紀末から連続した法改正の対象となり、多くの専門家が時にこれらの動きを強く批判し続けてもきた。フランスでは、1990 年代から「社会的危機」が恒常的に存在し、世論が厳罰化志向の刑事政策を求めるようになってもいる。このことは、刑事司法に限らず、少年司法にも大きな影響を及ばしている。フランス少年司法においてこれらの法改正により拡大した少年を対象とする厳罰化の正当性には、日本における少年法改正と同様に、学術的な疑問が呈されている。また、ポピュリズムの拡大やメディアのセンセーショナリズム、政治家のオポチュニズムといった政治的要因が少年司法改正の背景として説明されていることも、フランスと日本でと大きく共通していると考えらえる。こうした問題関心から、フランス少年法制の歴史的な変遷に焦点を当てて分析を行い、少年司法の制度と議論の枠組みを明らかにし、日本の少年司法を分析する際に必要となる要素や視座を得る。

第 1 章では、犯罪学をはじめ、社会科学の発展が非行少年の位置づけに与えた影響を分析する。慈善的な篤志家の活動とともに、これらの社会科学は、「子ども保護法」の成立などを通じ、成人に向けた法規範を「子どもの特性に合わせて適用する」という動きを可能にしたことを確認する。続いて、社会科学の発展や、慈善的な篤志家の活動、そしてアメリカの法律の影響を受けて成立し、子どもを対象とした司法手続の専門化の過程に重要な役割を果たした 1912 年法に焦点を当てた分析を行う。

第 2 章においては、1912 年から 1945 年まで、1912 年法が適用された期間の動きを分析する。第一次世界大戦と第二次世界大戦を主な原因として、大きな社会問題を抱えたフランスにおいて、なぜ、そしてどのようにして、少年司法の改善を目的とする議論が行われたかを検討する。その際、立法として結実しなかったにも関わらず、子どもを対象とした社会調査や、観察センター、矯正局から独立した観護教育局といった制度の成立に強い影響を与えたカンパンチ法案の分析を行う。また、戦争がもたらした困難と非行少年に対する管轄権をめぐる政治的な対立のため施行されるに至らなかった 1942 年法の分析も行い、フランスの現代的少年司法が生まれる直前の議論を明らかにする。

そして、第 3 章では、第二次世界大戦直後に成立した、フランスの現代少年司法と位置付けられる 1945 年オルドナンスについて検討を加える。子どもに対する大人の共感を少年手続の中心に置き、少年係裁判官の制度を創設したこのオルドナンスの理念や手続を考察し、その福祉的側面について論じる。次いで、1945 年オルドナンスのもとで 1970 年代末まで強化された、子どもを対象とした法的アプローチの福祉化に焦点をあて、戦後におけるフランスの著しい経済成長が少年への扱いに強い影響を与えたことを明らかにする。

本稿の第 4 章、第 5 章、第 6 章と第 7 章の主な目的は、厳罰化への動きと福祉的アプローチの弱体化を検討することにある。ここでは、厳罰化への動きと厳罰化改正に新自由主義の影響が内在しているという仮説に軸足を置きながら分析を進める。

まず、第 4 章では、フランスにおける少年非行の現象を明らかにし、1990 年代に起こった法改正への動きの背景を分析する。ここでは、フランスの少年非行の量的・質的推移を明らかにし、1980 年代以降のフランスの非行少年の主たるイメージが形成された際、郊外の移民系の若者への着目が重要意味を持っていることを確認する。社会問題のひずみを受けやすい存在でもあると考えられるこれらの者に焦点を当てて、政治的議論におけるその位置づけを検討し、厳罰化の要求との関係を明らかにする。

次いで、第 5 章では、フーコーによって行われた新自由主義の分析に基づき、フランスにおける少年司法制度の新自由主義化に関する仮説を検証する。フランスにおいてこの分野で新しい研究を展開している、フランシス・バヨーとイヴ・カルテュイベルの見解を紹介し、非行少年に対する法的対応の新自由主義化の指標となる要素の分析を行う。フーコーの理論に着目し、新自由主義の定義と仕組みについて論じた上で、フランシス・バヨーとイヴ・カルテュイベルにより設定された、少年司法における新自由主義の影響を反映する指標の内容とその妥当性について検討を加える。

第 6 章では、第 4 章において明らかにした 1970 年代後半から 1990 年代末にかけて拡大した議論、そして第 5 章において紹介したフランシス・バヨーとイヴ・カルテュイベルによる指標に関する考察を踏まえ、2000 年代初頭から 2010 年代初頭に至るまでに行われた法改正に焦点を当て、分析を行う。その際、少年司法の厳罰化を求める声が徐々政治的なメッセージとして機能したことを確認しつつ、「司法のための指針と計画に関する 2002 年 9 月 9 日の法律」、「犯罪の進化に司法を適応させるための 2004 年の法律」、「犯罪予防に関する 2007 年 3 月 5 日の法律」、「成年者及び未成年者の再犯防止強化に関する 2007 年 8 月 10 日の法律」を検討する。それと並行して、2021 年 9 月 30 日に発効した「少年刑事司法法典」に先立つ議論、特に 2008 年に提出されたヴァリナール報告を分析し、その批判的考察を試みる。また、2012 年大統領選挙を受けた政権交代に着目し、少年司法の福祉的機能の復活を目的とした、当時の法務大臣に務めたクリスチャーヌ・トビラの「少年司法全面改正計画」が成立を見なかった理由について論じる。

最後に、第 7 章において、2008 年から議論されていたにもかかわらず 2019 年までその立法が本格化しなかった、少年司法の全面改正である少年刑事司法法典の立法過程と内容を分析する。オルドナンスによったこの法典の立法方法の問題性について考察した上で、立法過程における問題を踏まえて、マクロン政権下で作成された 2019 オルドナンスの内容を分析する。その際に、1945 年オルドナンスとの連続性と断絶性を踏まえ、これを批判する動きを象徴しているフランス権利擁護官の意見書等の検討を通して、少年刑事司法法典の問題点を明らかにする。

第 7 章の後半では、マクロン政権の政治的・社会的背景を検討して、2017 年から現在に至るまでにみられる新自由主義の拡大を巡って論じる。それに基づいて、マクロン政権とサルコジ政権下での新自由主義の在り方の違いを明らかにして、なぜ少年刑事司法法典における新自由主義の影響が特に大きいのか、そしてなぜマクロン政権の立場を強く反映しているといえるのかについて私見を述べる。

これらを踏まえて、日本における少年司法改革の動きを分析する際に必要となる要素や視座に関する示唆と、今後の国際比較のために必要となる課題を確認する。